

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和8年2月20日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2500084号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2500019号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年4月1日から平成8年4月1日まで

私は、請求期間について、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求期間のうち、平成7年4月7日から平成8年3月31日までの期間において、請求者は、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社の事業主は、請求期間当時の資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る勤務形態及び厚生年金保険の加入に係る取扱い等については不明である旨回答している上、請求者が同僚として名前を挙げている者を含む複数の同僚に照会し、1名が請求者を記憶している旨回答しているものの、請求者のA社における具体的な勤務状況、厚生年金保険の加入に係る取扱い等について回答を得ることができないことから、請求者が、請求期間において、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたか否かを確認することができない。

また、B社の事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除については不明であると回答している上、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、A社が加入するC健康保険組合は、請求者に係る同健康保険組合の加入記録はない旨回答している上、オンライン記録により、請求者は、請求期間を含む平成6年12月12日から平成20年5月16日までの期間において、国民年金の第3号被保険者であることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、請求期間に、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。